

監査報告書

令和3年5月20日

学校法人 亜細亜学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 秋元 直久 ㊟

監事 行澤 博史 ㊟

私たちは、学校法人亜細亜学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人亜細亜学園寄附行為第15条第1項に基づいて、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度における学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査方法の概要

- (1) 業務の監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 財産の状況について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の正確性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 学校法人の業務及び理事の業務執行に関し不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。
- (2) 事業報告書は、学校法人の状況を正しく示していると認める。
- (3) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。

以上